

## 市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

問い合わせ 税務課(内線122~124)

申告・受付会場 【受付時間】午前9時~11時30分/午後1時~4時

地区	とき	ところ
三浦	1月30日(金)	三浦住民センター
鈴田		鈴田 "
福重	2月 2日(月)	福重 "
西大村	2月 3日(火)~ 6日(金)	中地区公民館(注1)
萱瀬	2月 9日(月)	萱瀬住民センター
松原		松原 "
竹松	2月10日(火)・12日(木)・13日(金)	竹松 "
大村	2月16日(月)~27日(金) ※土・日曜日を除く	市役所2階大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月2日(月)から3月16日(月)(土・日曜日を除く)まで市役所2階大会議室で受け付けます。

※「所得税の確定申告」を提出する人は申告の必要はありません。

(注1) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

### ◎申告に必要なもの.....

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払報告書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
- 営業、農業、不動産などの事業所得がある人は収支内訳書
- そのほかに収入がある人は、その収入がわかる書類
- 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

# 税の申告受付が始まります

# 申告はお早めに

申告期限  
3月16日(月)

平成27年度の「市県民税」と平成26年分の「所得税」の申告の時期です。この申告は、平成27年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。期限内に必ず申告してください。

## 所得税の確定申告

問い合わせ 諫早税務署 ☎21370

### ◎市役所会場(2階大会議室)

- ・所得税の申告 2月16日(月)~3月16日(月)
- 受付時間は午前9時~午後4時 ※土・日曜日を除く

※午前11時30分~午後1時は受け付けできません。

### ◎諫早税務署会場(平日のみ)

- 受付時間は午前9時~午後4時
- ・所得税、贈与税の申告...3月16日(月)まで
- ・消費税の申告...3月31日(火)まで
- ・還付の申告...随時受け付けます
- ・確定申告相談会...2月10日(火)から

※諫早税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

### ◎振替納税をご利用の皆さんへ

- ・所得税の振替日...4月20日(月)
  - ・消費税の振替日...4月23日(木)
- ※振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

### ◎郵送先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

### ◎注意事項

- ・市役所会場では事業所得(青色申告など)、譲渡所得(土地・株式など)の申告は受け付けできません。
- ・農業所得、不動産所得、営業所得などの申告は、あらかじめ収支内訳書を作成のうえお越しください。
- ・所得税の納付書納入期限は、3月16日(月)です。

# 公的年金等の収入金額が400万円以下の皆さんへ

公的年金等の収入金額が400万円以下(注1)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

(注1)複数の公的年金等を受給している人は、その収入金額の合計額。

## 次に該当する人は確定申告してください。

所得税が源泉徴収されている人のうち、確定申告をすることで所得税が還付される人は、税務署または市役所で確定申告書を提出してください。

## 次に該当する人は市県民税の申告が必要です。

- ・公的年金等を受給している人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除、扶養控除、寡婦(寡夫)控除など)以外の各種控除(医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの追加)の適用を受けるとき
- ・公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得(農業所得、不動産所得、一時所得など)があるとき

## 住民税の住宅ローン控除対象の皆さんへ

### 平成12年～18年末までに入居した人(税源移譲に伴う特別措置)

#### ◎対象者

- ①居住開始日が平成12年～18年末で、平成25年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成26年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

### 平成21年～29年末までに入居した人

#### ◎対象者

- ①居住開始日が平成21年～29年末で、平成26年分申告(年末調整および確定申告)で所得税の住宅ローン控除を受けている人。
- ②平成26年分所得税の申告で、住宅借入金等特別控除後の申告所得税額(源泉徴収税額など)が0円で、かつ住宅借入金等特別控除可能額(限度額)に残額がある人。

## 控除額

次のいずれか小さい額

- ア.所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除できなかった額。
- イ.所得税の課税総所得金額などの額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)。

(注意)平成26年4月1日以降に入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率が8%の場合。

※平成26年3月31日までに入居した人で、住宅取得等の対価の額の消費税率が5%の場合は所得税の課税総所得金額などの額に5%を乗じて得た額(最高97,500円)になります。

■税務課(内線122)

## eLTAX(エルタックス)をご利用ください

eLTAXを利用すると、給与支払報告書や法人市民税申告書などをパソコンで作成し、電子データで提出することができます。

### ◎市で利用できる申告書など

- ・個人市県民税(給与支払報告書、総括表、特別徴収に係る届出)  
※市県民税の申告はできません。
  - ・法人市民税(申告書、法人市民税に係る届出)
  - ・固定資産税(償却資産申告書)
- 利用方法など詳しくは、eLTAXのホームページ([www.eltax.jp/](http://www.eltax.jp/))をご覧ください。

### ■地方電子化協議会サポートデスク

☎0570(081)459(全国一律市内通話料金)

IP電話やPHS:☎03(5765)7234

利用時間:午前8時30分～午後9時(平日のみ)

## 確定申告期は税務署の閉庁日も対応します

### ◎閉庁日に対応する日 2月22日(日)、3月1日(日)

受付時間:午前9時～午後4時

### ◎申告開場 NBC別館(長崎市上町1-35)

※長崎税務署が対応します。

### ◎対応業務

確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

■諫早税務署 ☎②1370

## 申告書の作成は「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

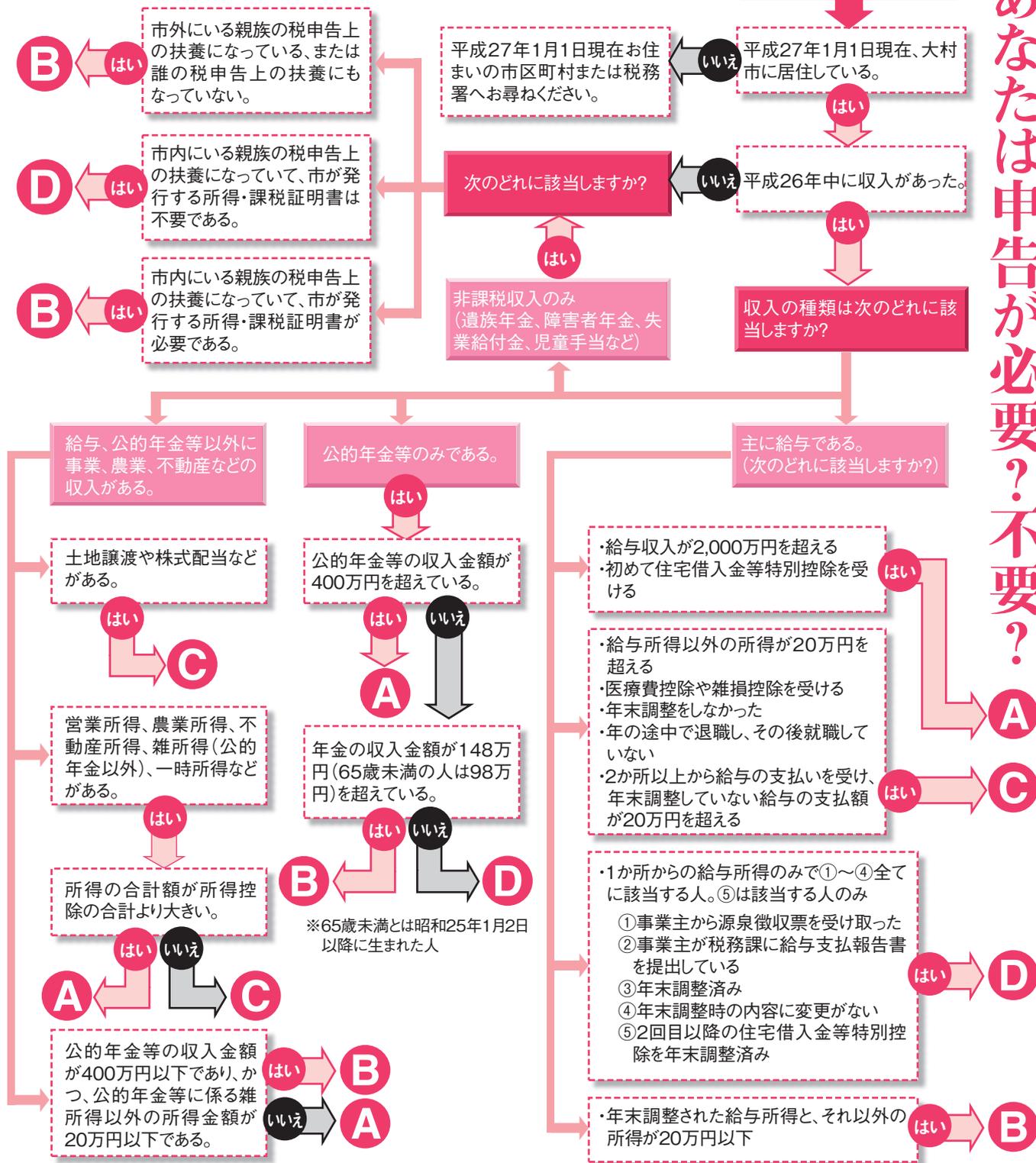
国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成すると、e-TAXや郵送で提出できます。e-TAXを利用するには事前に準備が必要ですので、詳しくは、国税庁のホームページ([www.nta.go.jp/](http://www.nta.go.jp/))をご覧ください。

## 消費税課税事業者の皆さんへ

消費税の確定申告書を提出する場合は、税率の引き上げに伴い、適用税率ごとに区分して計算する必要があります。ご注意ください。

スタート

あなたは申告が必要？不要？



**A** 「所得税の確定申告」が必要です  
収入が公的年金等のみの人は、所得税が還付される場合があります。

**B** 「市県民税の申告」が必要です  
国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料の算定などの基礎資料になります。

**C** 「市県民税の申告」「所得税の確定申告」どちらかが必要です  
税務署から確定申告書や申告のお知らせがきなどが届いた人は、所得税がかからなくても確定申告が必要な場合があります。

**D** 申告は不要です

※この表は一般的に解説したものであり、該当しない場合もあります。